

生食監発 0129 第 2 号
平成 28 年 1 月 29 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

「生食用食肉等の安全性確保について」の改正について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に定めるサルモネラ属菌の試験法については、「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について」（平成 27 年 7 月 29 日付け食安発 0729 第 4 号）により改正されたところです。

つきましては、「生食用食肉等の安全性確保について」（平成 10 年 9 月 11 日付け衛乳第 221 号）中の別紙「生食用食肉の細菌検査方法」2（2）サルモネラ属菌検査方法について、別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、御了知いただくようお願いいたします。

「生食用食肉等の安全性確保について」（平成10年9月11日付け衛乳第221号）中の別紙「生食用食肉の細菌検査方法」

（下線部分が改正部分）

改正後	現 行
<p>1 検体の採取</p> <p>肝臓、肉とも、表面を5 cm×5 cm×1 cmを目安に削り取り、そのうち25 gを1検体とする。</p> <p>2 検査方法及び判定</p> <p>(1) 糞便系大腸菌群^{注)}検査法</p> <p>① 1検体に滅菌PBS 225mlを加え、ストマッカーで30秒以上混和して試料液とする。</p> <p>② 2倍濃度ECブイヨン10ml入り発酵管3本に試料液10mlを加え、44.5±0.2°で24±2時間培養後、すべての発酵管でガス発生が認められない場合は、糞便系大腸菌群陰性とする。</p> <p>注) 糞便系大腸菌群とは、食品衛生法に基づく食品等の規格基準の中で、食肉製品等の成分規格に使用されている「E.coli」と同じものをいう。</p> <p>(2) サルモネラ属菌検査法</p> <p><u>「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成5年3月17日付け衛乳第54号）別紙1 別添1 サ</u></p>	<p>1 検体の採取</p> <p>肝臓、肉とも、表面を5 cm×5 cm×1 cmを目安に削り取り、そのうち25 gを1検体とする。</p> <p>2 検査方法及び判定</p> <p>(1) 糞便系大腸菌群^{注)}検査法</p> <p>① 1検体に滅菌PBS 225mlを加え、ストマッカーで30秒以上混和して試料液とする。</p> <p>② 2倍濃度ECブイヨン10ml入り発酵管3本に試料液10mlを加え、44.5±0.2°で24±2時間培養後、すべての発酵管でガス発生が認められない場合は、糞便系大腸菌群陰性とする。</p> <p>注) 糞便系大腸菌群とは、食品衛生法に基づく食品等の規格基準の中で、食肉製品等の成分規格に使用されている「E.coli」と同じものをいう。</p> <p>(2) サルモネラ属菌検査法</p> <p>① <u>2検体をそれぞれ無菌的に細切しEEM培地225mlに混和し、35.0±1.0°で18±2時間培養した後、培養液各1mlをセレナイト</u></p>

サルモネラ属菌試験法によること。

ブリリアントグリーン培地、セレナイトシスチン培地又はハーナのテトラチオン酸塩培地15mlに接種して、 $43.0 \pm 1.0^\circ$ （若しくは $35.0 \pm 1.0^\circ$ ）で 20 ± 2 時間培養し、菌増殖を認めないものは、サルモネラ属菌陰性とする。

- ② 菌増殖を認めた場合は、直ちに1白金耳量をMLCB培地又はDHL培地に塗抹培養して、独立した集落を形成させる。 $35.0 \pm 1.0^\circ$ で 24 ± 2 時間培養後、MLCB培地又はDHL培地からサルモネラ属菌の定型的集落を釣菌して、TSI培地及びLIM培地に移植する。そのTSI培地又はLIM培地で当該集落を 24 ± 2 時間培養し、ONPGディスクを用いて試験した結果、サルモネラ属菌の性状を示したものについてはサルモネラ属菌陽性とし、その他の場合はサルモネラ属菌陰性とする。